

2019年12月26日

## 商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.2」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2.0」では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の令和2年2月7日変更閣議決定により、植物由来プラスチックの基準が適用される品目が拡大されることを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

### 2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。(追加：下線部、削除：見え消し)

### 4. 認定の基準と証明方法

#### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。なお、テープ印字機等用カセットは本項目(1)に代えて基準項目(2)を、万年筆は本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすことでもよい。

~~メディアケース、OAフィルター(枠あり)、OHPフィルムおよびクリアホルダー(ファイル)において、~~主要材料がプラスチックで、植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(4)を満たすことでもよい。窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する場合は、本項目(1)に加えて、窓部が基準項目(4)を満たすこと。

ダストブロワーは本項目(1)に代えて基準項目(10)を満たすこと。

森林認証木材を使用する製品は本項目(1)に代えて基準項目(27)を満たすこと。

- (4) ~~メディアケース、OAフィルター(枠あり)、OHPフィルム、クリアホルダー(ファイル)および窓付き封筒(紙製)の窓部分において~~植物由来プラスチックを使用する製品は、以下 a) ~c) の全ての要件を満たすこと。
- a) 製品プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が25%以上であること。
  - b) 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン

ーンを把握していること。各工程は別表 2 のチェックリストに適合すること。

- c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

## 5. 配慮事項

- (2) 製品にの包装(最終消費者に対する1販売単位)する場合は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。

a. 紙材は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

b. プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が 50%以上であること。または、プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上であること。

3. 改定日： 2020年3月1日

以上